

桜川市住宅リフォーム助成事業

桜川市では、消費の促進及び商工業の振興を目的として、市内の施工業者によって住宅のリフォームを行う方に対し、工事経費の一部について補助金を交付します。

※交付決定前に、工事発注済・完了済のものは対象になりません。

◇申請の受付

令和7年5月7日(水)～

※予算に達した時点で受付終了

◇補助金の額

対象経費の10%の額

※10万円を限度

◇補助金申請者

要件	
	・対象住宅に継続して3年以上住所を有している方
	・対象となる住宅の所有者
	・市税等を完納されている方
	・市より他の補助制度による助成を受けていない方
	・過去に当事業による補助を受けたことのない方

◇対象住宅

申請者が市内に所有する個人住宅で、併用住宅等の場合は個人住宅部分とし、違法建築でないものに限ります。

◇対象工事

令和7年12月31日(水)までに完了するリフォーム工事(修繕、改築、増築、模様替え、補修等)で、金額が税抜20万円以上の工事とします。

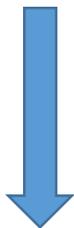
【手続きの流れ】

①申請

②交付決定

③決定通知発送

④工事着手



⑤工事完了

⑥実績報告

⑦補助金交付 (口座振込)

①申請に必要なもの(申請先:市役所商工観光課・真壁庁舎内)

- 1.住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 2.補助対象工事見積書の写し
- 3.住民票謄本(続柄、本籍省略可)
- 4.市税等納付状況確認承諾書(様式第2号)
- 5.固定資産評価証明書(建築物に係る部分)
- 6.建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し
- 7.工事着工前の現況写真
- 8.工事地への案内図
- 9.口座登録依頼書

⑥実績報告の提出書類

- 1.住宅リフォーム助成事業補助金実績報告書(様式第6号)
- 2.業者からの工事請求書の写し
- 3.領収書の写し
- 4.写真(工事中及び完成後)
- 5.補助金請求書(様式第7号)